2　出力五百キロワット以上二千キロワット未満の燃料電池発電所における燃料電池発電設備の設置であって次の各号のいずれにも適合するもの

一　当該設置に係る燃料電池発電設備が、複数の燃料電池筐体及び当該燃料電池筐体に接続する電線、ガス導管その他の附属設備のみで構成されていること。

二　当該燃料電池発電所を構成する全ての燃料電池設備が、燃料電池筐体内に格納されていること。

三　当該設置に係る燃料電池発電設備を構成する全ての燃料電池筐体に格納される燃料電池設備が、出力五百キロワット未満であること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（卸供給料金算定規則等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　卸供給料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百七号）

二　電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物等を定める省令（平成二十七年経済産業省令第五十五号）

三　小売電気事業の登録の申請等に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十八号）

四　電気事業法第十条第二項等の合併及び分割の認可の申請手続に関する省令（平成二十八年経済産業省令第十四号）

五　卸電力取引所の指定等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第十五号）

六　電気事業法第二条第一項第十四号の要件等を定める省令（平成二十八年経済産業省令第十九号）

（経過措置）

第三条　平成二十八年度の供給計画に係る電気事業法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十九条第一項の規定による届出は、電気事業者（新法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいい、同項第九号に規定する一般送配電事業者（以下単に「一般送配電事業者」という。）を除く。）にあっては平成二十八年四月二十八日までに、一般送配電事業者にあっては平成二十八年五月三十一日までに行わなければならない。

第四条　広域的運営推進機関は、平成二十八年六月三十日までに、平成二十八年度の供給計画に係る新法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

第五条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気事業法施行規則（以下「旧令」という。）第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物であってこの省令による改正後の電気事業法施行規則（以下「新令」という。）第五十条第一項第二号に掲げる事業用電気工作物に該当するものを設置している者（当該事業用電気工作物に係る旧令第五十条第二項各号に掲げる事項を保安規程において定めている者に限る。）は、新法第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事業用電気工作物に係る新令第五十条第三項各号に掲げる事項を保安規程に定め、届け出ることを要しない。ただし、当該事項に変更が生じた場合については、この限りでない。

2　この省令の施行の際現に旧令第五十条第一項第二号に掲げる事業用電気工作物であって新令第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物に該当するものを設置している者（当該事業用電気工作物に係る旧令第五十条第三項各号に掲げる事項を保安規程において定めている者に限る。）は、新法第四十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から六十日以内に、当該事業用電気工作物に係る新令第五十条第二項各号に掲げる事項を保安規程に定め、届け出なければならない。

○経済産業省令第六十五号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）等の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条　火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の十一の七第四号及び第五号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正）

第二条　電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「及び」を「又は」に改め、同号二中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第四条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号イ中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「及び」を「又は」に改め、同号二中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

○国土交通省令第一号
環境省
経済産業省

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第五条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号イ中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「及び」を「又は」に改め、同号二中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号イ中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「及び」を「又は」に改め、同号二中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第十一条第二項第五号並びに第三十三条第四号及び同条第五号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第七条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四号及び第五号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。